

恵庭市基金の債券運用について

1. 背景

恵庭市基金に属する現金については、恵庭市基金条例第 6 条第 1 項 1 号の規定に基づき、これまで金融機関への預貯金により管理を行っております。

昨今、ふるさと納税による寄附金が堅調であることから、基金に属する現金の管理については更なる運用の拡大が可能であると考えております。

そして現在、債券市場の実勢によると、利回りは預金金利より高い傾向にあることから、今機会において、同条例第 6 条第 1 項第 2 号による債券の買い入れについて、検討を行い、令和 6 年度から債券運用を行うこととしました。

2. 債券運用方針

令和 6 年度の恵庭市基金総額では約 9 0 億円の残高を有しております。

そのうち、債券運用は、歳計現金への繰替運用分や年間を通した定期預金等を除いた約 2 8 億円（普通預金分）を対象とします。

そして、運用の対象となる債券は、恵庭市基金条例第 6 条に基づき、元金の償還が確実な債券とします。（国債、地方債、政府保証債券等）

債券の運用期間については、安全性の確保と流動性にも配慮する必要があることなどから、原則 5 年以内、最長でも 1 0 年とします。

3. 債券運用の概要

債券運用にあたっては、運用方針を踏まえて、下記のとおり実施します。

- 購入債券：北海道令和 6 年度第 1 2 回公募公債（5 年債）
- 運用期間：令和 7 年 3 月 3 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日
- 運用利息：1. 0 0 5 % 程度（推定）
- 購入予定額：4 億円